

看護職の「ウェルビーイング」

下山 節子*

いずれの専門職も職業倫理を基盤としてその任を果たしている。1948年の世界人権宣言以降、医療界においても倫理綱領の策定、改訂が行われてきた。公益社団法人日本看護協会は、2021年に「看護職の倫理綱領」を18年ぶりに改訂した。何故、改訂する必要性があったのか。社会の変化は看護界に何を期待しているのだろうか。その答えを看護職の倫理綱領（以下、倫理綱領）の改訂ポイントから探る。

近年、人々の健康や人生に対する価値観が変容するとともに、人々の権利に対する考えも多様化してきている。最期までその人らしくよりよく生きることも大切な権利と考えられている。そこで、倫理綱領の改訂にあたっては、人権擁護の強化、合意形成による意思決定の視点の変更、多職種とパートナーシップを結ぶことの重要性が追加された。さらに、倫理綱領の本文には「看護職は、より質の高い看護を行うため、看護職自身のウェルビーイングの向上に努める」という文言が示されている。この「ウェルビーイング」は、今回の改訂の新しい用語の一つである。

1. 「ウェルビーイング」とは何か

「ウェルビーイング (well-being)」とは何か。

公益社団法人日本看護協会の注釈〔文献1〕, p.7〕によると、「1948年に出版された「世界保健機関憲章」において“Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.”と述べられている。これを参考に、本倫理綱領においては、ウェルビーイングを身体的、精神的、社会的に良好な状態であることと意識し、使用している。ウェルビーイングを一語の日本語に翻訳することが難しいこと、また、意味するところが曖昧であることから日常的に使用される言葉ではない。そのため、本倫理綱領では看護職のウェルビーイングへの親和性を高めるためカタカナ表記とした」とある。

* 元 NPO 法人日本看護キャリア開発センター

2. 「ウェルビーイング」の意味するところ

つまり、「ウェルビーイング」の意味するところは、現場で看護実践をする看護職が、身体的、精神的、社会的に良好な状態でなければ、質の高い看護は実践できないということである。自分自身が健康で幸福であることが、看護職としての遵守すべき倫理である。このことは、当たり前であるし当然のことにように思えるが、実際はどうだろうか。過酷な労働条件、種々のハラスメントやストレスフルな職場環境、メンタルヘルス不調による休職者の増加、正規雇用者の11%、既卒者の16%を超える高い離職率の問題など、看護界が長年抱え解決できていない実態²⁾があることも事実である。

公益社団法人日本看護協会は、2026年度から3年間の重点政策の冒頭に位置づけたのは、「看護職一人ひとりのウェルビーイングの向上」である。秋山会長³⁾は、ウェルビーイングの実現は、職能団体としての *raison d'être*（存在理由）ともいえる課題であり、最優先で取り組む決意であると発表している。

看護職が看護の対象である人々の健康に関与する仕事であるにもかかわらず、自分自身の健康問題に身体的だけでなく精神的、社会的にどれほどの関心をもっているのか。現実だから仕方がない、言っても無理、あきらめるしかない、などの対応が日常的にあるのではないかと考えている。自身が今、看護職として何をする人なのか、どんな役割を期待されているのか、看護専門職としてどこに立っているのかを考える必要がある。

一人の人間である看護職として、自分らしく生きることの大切さを改めて自覚し自分の「ウェルビーイング」を保つことが、より質の高い看護を実践するための第一歩だと考える。

文 献

- 1) 公益社団法人日本看護協会編集：看護職の倫理綱領。公益社団法人日本看護協会，2021
- 2) 公益社団法人日本看護協会 News Release：「2025年病院看護実態調査」結果，2026年3月31日発表
https://www.nurse.or.jp/home/assets/20260331_nl01.pdf
- 3) 公益社団法人日本看護協会 協会ニュース：vol.695，日本看護協会発行，2026年4月15日